

公益財団法人国際文化フォーラム

定 款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、公益財団法人国際文化フォーラム(略称 TJF)と称する。英語名は、The Japan Forum、中国語名は、日本国际文化交流财团、韓国語名は、일본국제문화교류재단と称する。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 この法人は、我が国と諸外国の児童及び青少年を対象とした外国語教育及び多様な文化についての理解を促進するとともに、教育及び文化の交流を推進する事業を行い、もって児童及び青少年の相互理解と人間形成を図り、新たな国際社会の発展に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アジア太平洋地域の国々をはじめとする諸外国の児童及び青少年を対象とした日本語教育の基盤及び環境の整備とともに、日本の文化についての理解を促進する事業
- (2) 我が国の児童及び青少年を対象とした近隣地域のことばをはじめとする外国語教育の基盤及び環境の整備とともに、多様な文化についての理解を促進する事業
- (3) 互いのことばと文化を学ぶ世界の児童及び青少年並びに教育関係者の交流を促進する事業
- (4) この法人の事業目的及び事業内容を発信し、広く社会の理解と協力を得るための広報事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

[事業年度]

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

[財産の種別]

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)

第172条第2項に規定する、本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を第4条に掲げる事業のうち、公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会及び評議員会の決議により、別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

[財産の維持・処分等]

第7条 基本財産を含む財産について、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は除外及び担保に供するときは、理事会の承認を経て、評議員会で、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について、必要な事項及びこの法人の財産の管理・運用は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める資産運用規程によるものとする。

[事業計画及び収支予算]

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長(第30条第3項に規定する代表理事をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会に報告するものとする。重大な変更があった場合は、直近の理事会および評議員会に報告する。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般的な閲覧に供するものとする。

[事業報告及び決算]

第9条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

[重要な財産の処分又は譲受け]

第 10 条 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、理事会の承認を経て、評議員会で、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

[公益目的取得財産残額の算定]

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 9 条第 2 項第 4 号に規定する「運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に記載するものとする。

[会計原則等]

- 第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会計処理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により、別に定める特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

[定数等]

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

[選任等]

第14条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体の職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人法通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係にある者の数又は評議

員のうち、いずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

- 4 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係を有する者が含まれてはならない。
- 5 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは職員を兼ねることができない。
- 6 評議員会長は、評議員会で評議員の中から選定する。
- 7 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えることができないと認められるとき
- 8 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

[権限]

第 15 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条第 2 項に定める事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

[任期]

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後も、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

[報酬等]

第 17 条 評議員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。評議員に支払う報酬等の年額は、評議員全員で総額 50 万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

第 2 節 評議員会

[構成及び権限]

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の額並びに支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産への繰入れ及び基本財産の処分、除外並びに担保提供
 - (6) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 多額の借財
 - (8) 第 36 条の責任限定契約の締結
 - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 公益目的取得財産残額の贈与
 - (11) 残余財産の処分
 - (12) 理事会で評議員会に付議した事項
 - (13) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会では、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

[種類及び開催]

- 第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要に応じていつでも開催することができる。

[招集]

- 第 20 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が發せられない場合

[招集の通知]

- 第 21 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、評議員会の招集を通知しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を

開催することができる。

[議長]

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長に事故があるとき、又は欠けたときは、出席する評議員の互選により議長を選出する。

[定足数]

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

[決議]

第 24 条 評議員会の決議は、一般法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに前項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[決議の省略]

第 25 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合に、その提案につき、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

[報告の省略]

第 26 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

[議事録]

第 27 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印をしなければならない。

[評議員会運営規則]

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で定める評議員会運営規則によるものとする。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

[種類及び定数等]

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする。

3 代表理事2名以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

[選任等]

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議により各々選任及び解任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 理事会において、前項で選定された代表理事の中から、1名を理事長、他の1名を常務理事として選定する。

4 業務執行理事は、理事会において選定する。

5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特殊の関係を有する者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 監事には、この法人の理事及び評議員(いずれも、その親族その他特殊の関係を有する者を含む。)並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係を有する者であってはならない。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

[理事の職務及び権限]

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長とともにこの法人を代表し、その業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長、常務理事、業務執行理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程によるものとする。

5 理事長、常務理事、業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自

己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[監事の職務及び権限]

第 32 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事及び職員に事業及び運営に関する報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする招集の通知が発せられない場合は、理事会を直接招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあり、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずることが予測される場合は、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

[任期]

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後も、第 29 条第 1 項に定める役員の定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

[解任]

第 34 条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えることができないと認められるとき

[報酬等]

第 35 条 役員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

[責任の限定]

第 36 条 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、評議員会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金 10 万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

[設置]

第 37 条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

[権限]

第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項等の決定
 - (2) 定款に附属する規程及び規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 事務局長の選任及び解任
 - (2) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (3) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- 3 この法人が保有する株式(出資)については、その株式(出資)に係る権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

[種類及び開催]

- 第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回、5月と3月に開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があつたとき
 - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集の通知が発せられない場合、その請求をした理事が直接招集したとき
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき

[招集]

- 第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
 - 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

[議長]

- 第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長に事故あるとき、又はかけたときは、常務理事が議長を務める。

[定足数]

- 第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

[決議]

- 第43条 理事会の決議は、定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[決議の省略]

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合に、その提案につき、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

[報告の省略]

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

[議事録]

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名捺印をしなければならない。ただし、代表理事が出席できない場合は、出席した理事及び監事の全員が記名捺印をするものとする。

[理事会運営規則]

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 顧問及び顧問会

[種類及び定数]

第48条 この法人に、顧問を置く。

2 定数は、30名以内とする。

[委嘱等]

第49条 顧問は、理事会で委嘱する。

2 顧問の任期は、2事業年度とし、再任を妨げない。なお、事業年度開始後に委嘱した場合は当該年度を含めるものとする。

[顧問会]

第50条 顧問は、顧問会を構成する。

- 2 顧問会は理事長が招集し、毎事業年度1回開催する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応え、この法人の運営及び事業について参考意見を述べることができる。
- 4 顧問会の議事については、その内容を記載した議事録を作成する。

[顧問の報酬等]

第51条 顧問には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

[定款の変更]

第52条 この定款は、評議員会で、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、第3条に定める目的、第4条に定める事業及び第14条に定める評議員の選任及び解任の方法については、評議員会で、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議を得なければ、変更できないものとする。
- 3 この法人が、定款で定めた主たる事務所若しくは從たる事務所の所在場所の変更を行った場合は、行政庁に届け出るものとし、事業の種類又は内容の変更を行う場合は、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の定款の変更を行った場合も、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

[合併等]

第53条 この法人は、評議員会で、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、一般法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止を行うことができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

[解散]

第54条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

[公益目的取得財産残額の贈与]

第55条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(そ

の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。) 第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

[残余財産の処分]

第 56 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 8 章 事務局

[設置等]

第 57 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の決議により選任され、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める事務局規則によるものとする。
5 職員の就業に関する事項は、理事会で別に定める就業規則によるものとする。

[備付け帳簿及び書類]

第 58 条 事務所には、第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げた書類のほか、次の各号に掲げる帳簿及び書類を法令の定めるところにより備えて置かなければならない。
(1) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
(2) 評議員会、理事会の議事に関する書類
(3) その他法令で定める帳簿及び書類
2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 60 条第 2 項に基づいて別に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 賛助会員

[賛助会員]

第59条 この法人の目的及び事業に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

[情報公開]

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程によるものとする。

[個人情報の保護]

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める個人情報管理規程によるものとする。

[公告]

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都で発行される日本経済新聞に掲載する方法による。

第11章 補則

[委任]

第63条 定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は、法令に基づき、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を次事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の前身である特例民法法人は、株式会社講談社、王子製紙株式会社、十條製紙(現日本製紙)株式会社、大日本印刷株式会社、凸版印刷株式会社、三菱銀行(現三菱東京 UFJ 銀行)の 6 社の出捐により昭和 62 年 6 月 22 日に設立された財團法人国際文化フォーラムである。
- 4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	上野田鶴子	梅田博之	金丸徳雄	輿水優
	内藤裕之	中野佳代子	渡邊幸治	
監事	小田倉正典	木村芳友		

- 5 この法人の最初の代表理事は、内藤裕之及び渡邊幸治とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

饗庭孝典	足立直樹	北島義斎	草場宗春	関口裕
中村雅知	奈良久彌	野間佐和子	野間省伸	